

## 6) 離島における健康支援型配食サービス実施の参考手引書作成

今回、渡嘉敷村内で健康支援型配食サービスの実施にあたり、配食の確保が困難な事や天候の影響を受け交通手段や配達手段が遮断されるなど、沖縄本島内と異なる課題がみられた。一方、一定の条件を整える事で、対面でなくzoom機能を利用したオンラインでの健康支援型配食サービスの実施。

今回の事業の事例を通し当社が実施した内容や実施手順をフローチャートとしてまとめ「離島における健康支援型配食サービス実施の参考手引書」を作成した。離島地域だけでなく、様々な実施課題のある地域でも健康支援型配食サービスが円滑に実施でき、地域高齢者への栄養支援が持続可能なものとして、全国へ拡充していくことを目的とした。

対 象： これから健康支援型配食サービスを実施する事業団体

制作期間： 令和5年1月～2月

### 【作成者】

認定栄養ケア・ステーション いのり

管理栄養士 桑江 綾子

管理栄養士 山里 瑠美

沖縄県栄養士会 会長

管理栄養士 村浜 千賀子氏

沖縄県栄養士会 会員

管理栄養士 梅村 由紀子氏

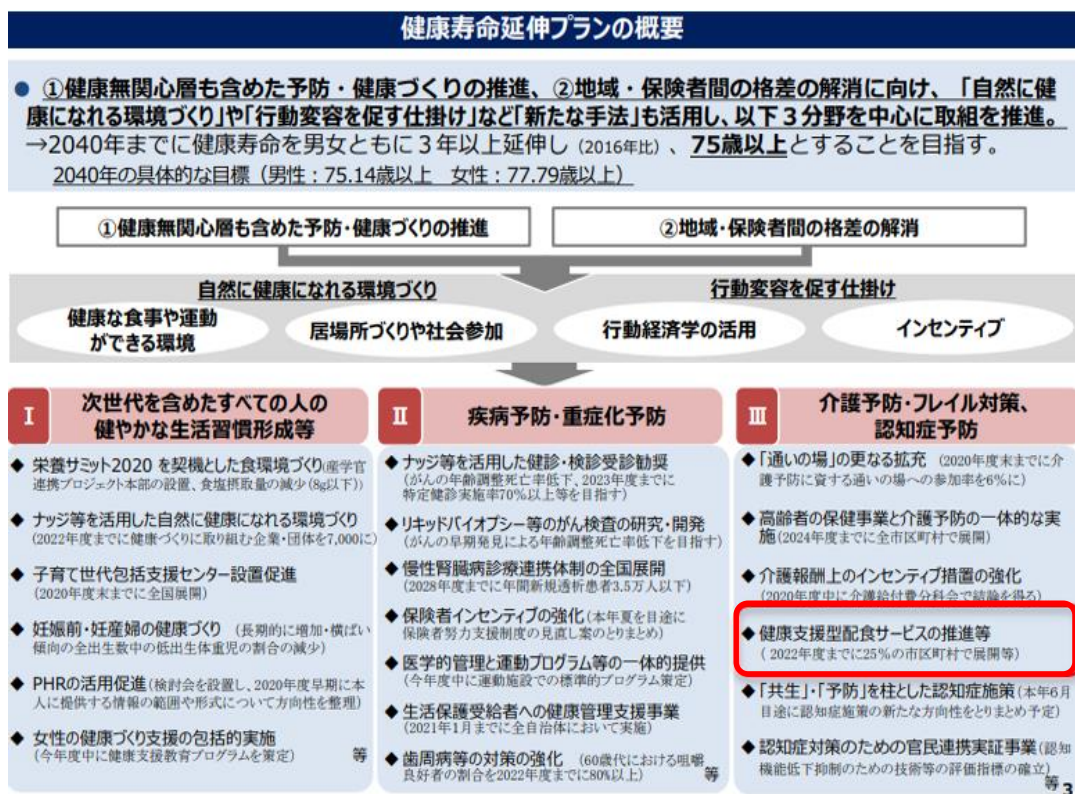
### 【助言者】

渡嘉敷村地域包括支援センター

保健師 島袋 綾乃 氏

## ① はじめに

健康支援型配食サービスとは、厚生労働省の健康寿命延伸プランの介護予防・フレイル対策・認知症予防の対策に位置付けられ、2022年度までに専門職と事業者が連携した配食サービスの活用について、25%の市町村、70拠点の栄養ケア・ステーションでの展開することを目標としている。



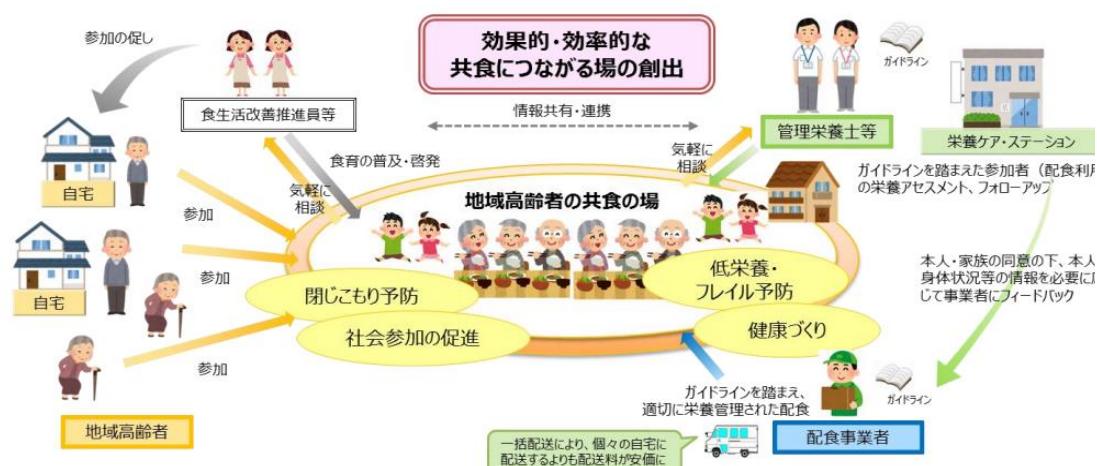
令和元年6月12日第118回社会保障審議会医療保険部会 2040年を展望した社会保障・働き方改革本部資料より

## ②健康支援型配食サービスの効果

「配食」というと、在宅高齢者の安否確認を目的として実施されていたサービスが中心であるが、健康支援型配食サービスにおいて使用される日々の配食には教材的役割が期待され、適切に栄養管理された食事内容の提供の必要がある。

離島においても、この配食の質を確保し健康支援型配食サービスを活用する事で、高齢者の社会参加の促進となり、閉じこもりの防止や活動量の低下からの低栄養・フレイル、サルコペニア肥満等の要介護の原因となる状態を予防することで、健康寿命の延延伸につなげられる。また、実施は継続的に行うことが望ましく、参加高齢者の身体状況のアセスメントを定期的の実施でき、その情報を島内の保健師等へつなげる事ができる。

### 【地域高齢者の共食の場における「健康支援型配食サービス」活用のイメージ図】



令和元年6月12日 第118回社会保障審議会医療保険部会 2040年を展望した社会保障・働き方改革本部資料より

地域の共食の場やボランティア等も活用、適切な栄養管理に基づく健康支援型配食サービスを推進し、地域高齢者の低栄養・フレイルにも資する、効果的・効率的な健康支援につなげていく。

※ 配食事業者は、注文時に利用者のアセスメントや継続時のフォローアップを行う。

※ 利用者は身体状況等について正しく把握した上で、配食事業者に適切に伝える。

その基本的在り方を整理 → 献立作成や、配食利用者に対する注文時のアセスメントと継続時のフォローアップについては、管理栄養士又は栄養士（栄養ケア・ステーション等、外部の管理栄養士を含む。）が担当することを推奨する。

### ③栄養ケア・ステーションを活用した栄養士・管理栄養士の人材確保

離島で、健康支援型配食サービスを実施するにあたり、栄養管理等を担う栄養士・管理栄養士の確保が課題となる場合がある。この時、各都道府県栄養士会に設置されている、県栄養ケア・ステーションへ人材派遣又は協働事業開催の依頼を行う事により、栄養士・管理栄養士の人材確保が可能である。また、都道府県栄養士会以外にも全国各地域には、日本栄養士会認定の栄養ケア・ステーションの設置があり、地域密着型の栄養支援の拠点として活動する栄養士・管理栄養士が所属する県の栄養ケア・ステーションへ依頼することもできる。

健康支援型配食サービスへ参加する栄養士・管理栄養士は下記の資料内容の確認を行い専門職としての視点から配食事業者・参加者の両者へ栄養・食の支援を行う。

#### 【健康支援型配食サービス参考資料】

「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイド」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/guideli>

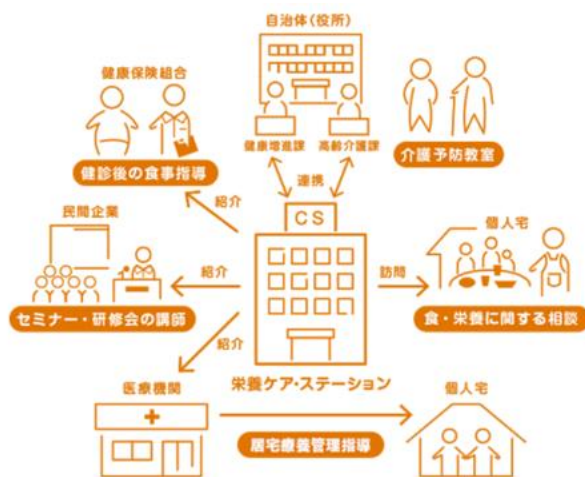
「厚生労働省配食事業者向けパンフレット」・「厚生労働省利用者向けパンフレット」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158814.html>



#### 【栄養士派遣の依頼先】

### 栄養ケア・ステーションの活用



拠点数 356拠点

登録管理栄養士・栄養士 4,973名  
2021年4月1日現在

全国の栄養ケア・ステーションを見る

#### エリアで探す

- 北海道・東北  
北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
- 関東・甲信越  
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県
- 東海・北陸  
富山県 石川県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
- 近畿  
滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
- 中国・四国  
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
- 九州・沖縄  
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

日本栄養士会ホームページで検索を行い、該当の都道府県栄養士会へ問い合わせを行う

公益社団法人日本栄養士会 栄養ケア・ステーションHP

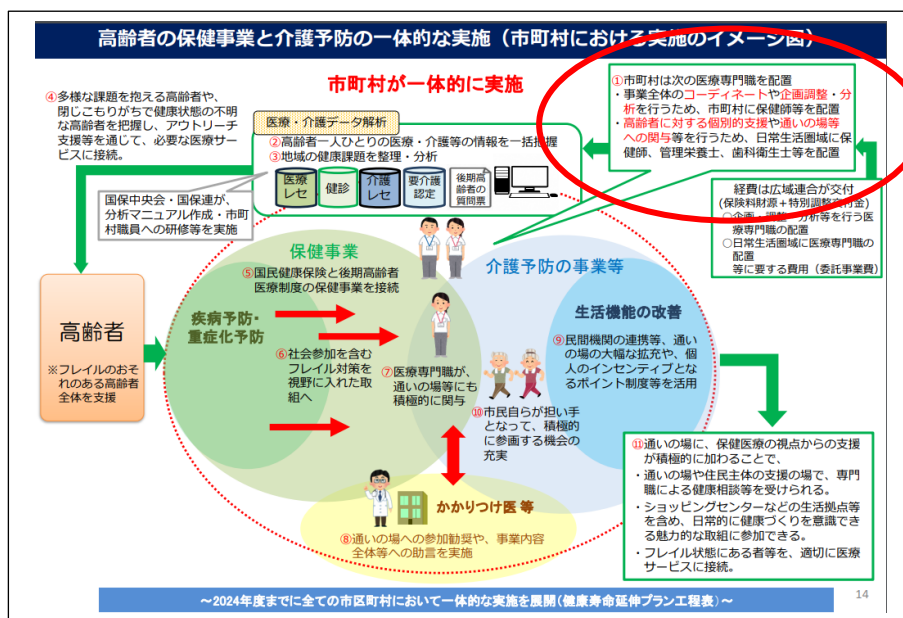
<https://www.dietitian.or.jp/carestation/>

#### ④健康支援型配食サービスの事業の費用

健康支援型配食サービスの実施では、管理栄養士の人件費や会場費等の費用が発生する。費用の財源は行政から助成金や国からの事業支援金を活用する方法がある。自治体や介護予防事業の受託事業者等との協働開催で実施すると人件費用の確保がしやすい。人件費として参考となる事業として、専門職の配置として管理栄養士が位置づけられている事業費等がある。

例として「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」「国保ヘルスアップ事業」等などの認知症施策推進総合戦略に位置付けられている「認知症カフェ」での講師

この他、介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業・一介護予防事業等などが活用できる可能性あり、実施自治体への協力を行い、協議を行うことが望ましい。



令和元年10月25日（金）第149回市町村職員を対象とするセミナー「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について」の資料より

### 令和3年度 都道府県 国保ヘルスアップ支援事業

**【交付対象】**

- 市町村とともに国保の共同保険者である都道府県が、区域内の市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに、市町村における保健事業の健全な運営に必要な助言及び支援を行うなど、共同保険者としての役割を積極的に果たすために実施する国民健康保険の保健事業

**【交付要件】**

- 実施計画の策定段階から、第三者（有識者会議、国保連合会の保健事業支援・評価委員会等）の支援・評価を活用すること。
- 市町村が実施する事業との連携・機能分化を図り、管内市町村全域の事業が効率的・効果的に実施するために必要な取組と認められる事業であること。
- 事業ごとの評価指標（ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標）・評価方法の設定 等

**（事業分類及び事業例）**

**A. 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備**

- ・ 都道府県レベルの連携体制構築
- ・ 保健事業に関わる都道府県及び市町村職員を対象とした人材育成
- ・ ヘルスアップ支援事業及びヘルスアップ事業の計画立案能力の向上及び先進、優良事例の横展開を図る取組

**B. 市町村の現状把握・分析**

- ・ KDB等のデータベースを活用した現状把握、事業対象者の抽出、保健事業の効果分析や課題整理を行う事業

**C. 都道府県が実施する保健事業**

- ・ 都道府県が市町村と共同または支援により行う保健事業
- ・ 保健所と連携して実施する保健事業

**D. 人材の確保・育成事業**

- ・ かかりつけ医、薬剤師、看護師等の有資格者等に対する特定健康指導員・特定保健指導等の国民健康保険の保健事業に関する研修
- ・ 医療機関や福祉施設に勤務する糖尿病療養指導士や認定・専門看護師、管理栄養士、リハビリ専門職等を活用した保健事業

**E. データ活用により予防・健康づくりの質の向上を図る事業**

- ・ 医療・健康情報データベースの構築
- ・ データヘルス計画の標準化に向けた現状把握・分析
- ・ 予防・健康づくりに資するシステムの構築

**F. モデル事業（先進的な保健事業）**

- ・ 地域の企業や大学、団体団体等と都道府県単位の現状や健康課題を共有し協力実施する先進的な予防・健康づくり事業
- ・ 無関心層を対象にして取り組む先進的な保健事業

※1 国民健康保険特別会計事業勘定（款）保健事業に相当する科目により実施する事業に充当  
 ※2 市町村が実施する保健事業ごとの役割を調整するよう留意  
 ※3 委託可

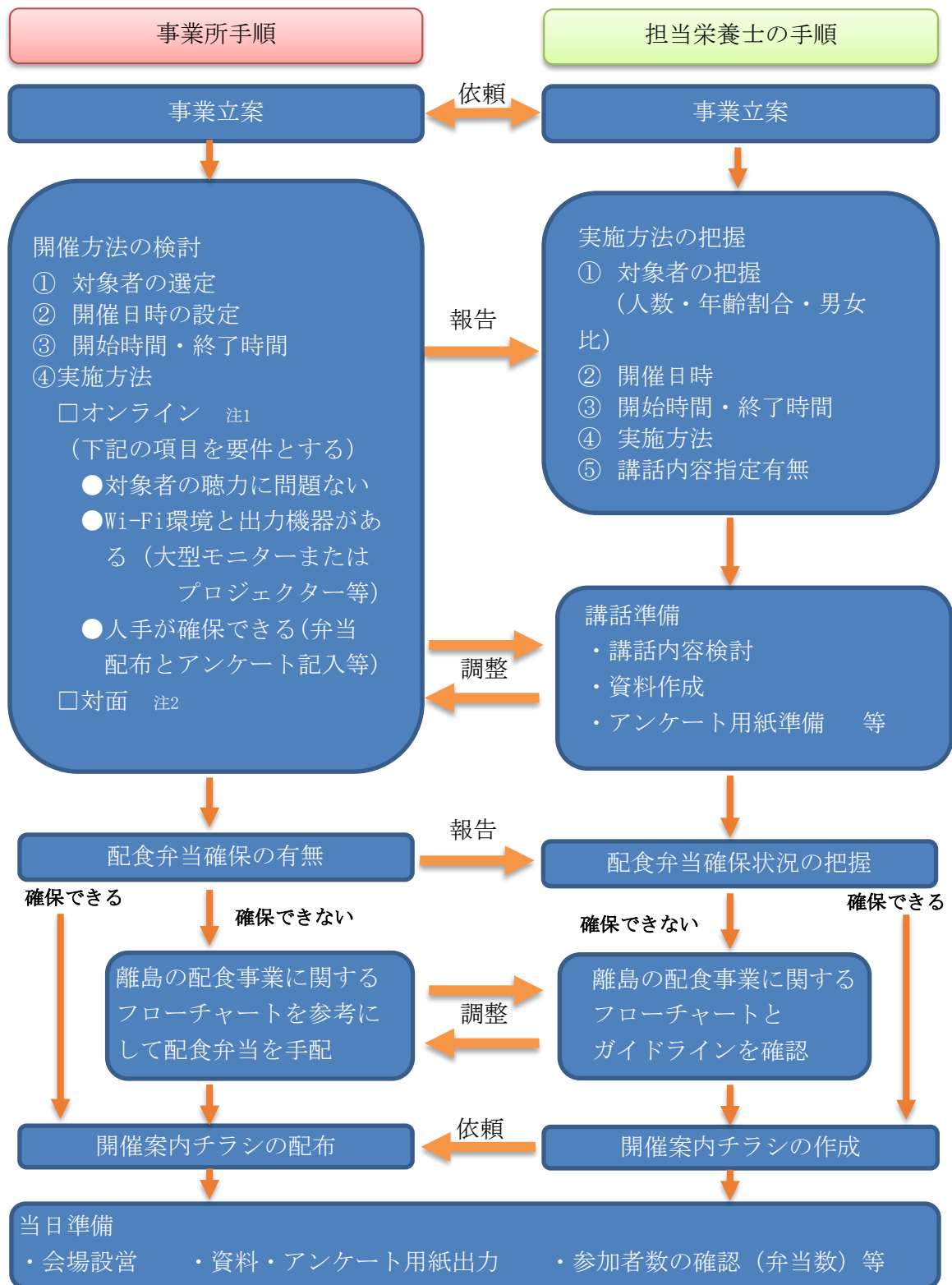
**【基準額】（補助率10/10）**

被保険者数	25万人未満	25～50万人未満	50～75万人未満	75～100万人未満	100万人以上
基準額	150,000千円	175,000千円	200,000千円	200,000千円	200,000千円

令和3年10月15日（金）令和3年度保健師中央会議及び健康危機における保健師活用推進会議資料より

## ⑤離島における健康支援型配食サービスの流れ

健康支援型配食サービス事業参考フローチャート

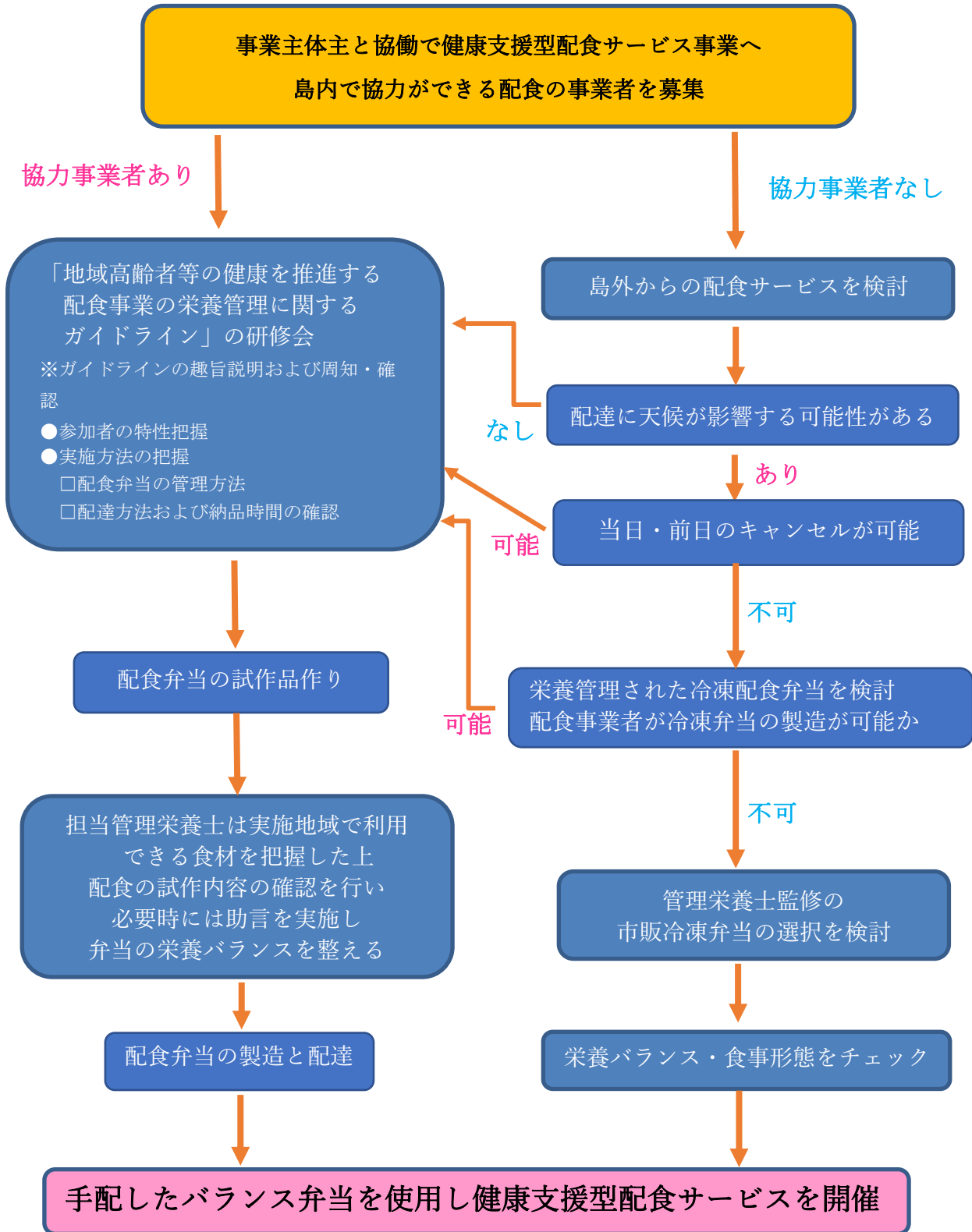


注1 オンライン実施時には、事前に接続テストを実施する。( 月 日 時 分～)

注2 対面実施時には、荒天時等の対応を検討する。(□オンライン □延期 □その他 )

## ⑥離島における健康支援型配食サービスに使用する配食弁当の確保の流れ

### 離島の配食事業に関するフローチャート



※冷凍弁当は主食がついていない場合が多い、事業主体者と主食の確保手段の事前に検討を行う事

## ⑦手引書の運用にあたり

- ・ 離島での健康支援型配食サービスの実施では、フローチャートを参考としつつ地域の特性や状況、配食資源、対象者（グループ）に合わせた柔軟な対応を行い、栄養管理された配食の確保を行う事。
- ・ 実施する地域の自治体や包括支援センター、社会福祉協議会との連携を行い、対象者・グループの課題（低栄養や疾患予防）にあった、栄養支援内容の講話や相談を行う事で、各種事業との協働で実施できる可能性があるため確認を行う。
- ・ 健康支援型配食サービスへ参加する栄養士・管理栄養士は健康支援型配食サービスのガイドラインを理解し、配食事業者への助言と利用者への栄養支援の両方へ関わり、健康寿命の延伸となる取り組みを行っていくこと。